

香川県自動車税（種別割）納税通知書用封筒広告掲載要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、香川県が発付する自動車税（種別割）納税通知書用封筒の裏面に掲載する広告（以下「広告」という。）に関し、香川県広告事業実施要綱（平成17年10月26日付17政策第39821号政策部長通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（広告内容の制限）

第2条 広告の内容は、公共性、品位及び税務行政への信頼を損なうおそれのないものとし、次のいずれかに該当するものについては掲載しないものとする。

- （1）誇大な広告又は虚偽の広告のおそれがあるもの
- （2）前号に掲げるもののほか、広告として適当でないと知事が認めるもの

（広告掲載希望者の資格）

第3条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- （1）県税（県内に事務所又は事業所を有しない者にあつては、本社又は本店所在地の都道府県の都道府県税）、法人税（個人にあつては、所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （3）県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- （5）前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める資格を有する者であること。

（広告掲載希望者の募集）

第4条 知事は、広告掲載希望者を公募により募集する。

2 前項の公募は、県のホームページに募集要項を掲載すること等により行うものとする。

（広告の申込みの無効）

第5条 次のいずれかに該当するときは、その申込みは無効とする。

- （1）第3条の資格のない者又は正常な申込みの執行を妨げる等の行為をし、若しくはそのおそれのある者が申込みをしたとき。
- （2）前号に掲げるもののほか、知事の指示する事項及び申込みに関する条件に違反したとき。

(広告主の決定)

第6条 知事は、第2条の規定に適合する広告の内容で申込みをし、第3条の資格を有する広告掲載希望者のうち、最も高い額で申込みをしたものを広告主として決定する。この場合において、最も高い額で申込みをした広告掲載希望者が複数あるときは、くじにより決定する。

2 知事は、前項の規定により広告主を決定したときは、速やかに、その結果を広告掲載希望者に通知しなければならない。この場合において、広告主とならなかった者に通知するときは、その理由を附して通知しなければならない。

(契約の締結)

第7条 知事は、前条第1項の規定により広告主を決定したときは、広告主と広告に関する契約を締結するものとする。

(広告内容の承認)

第8条 広告主は、広告の内容について、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。承認を受けた広告の内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の承認を受けようとする広告の内容が第2条の規定に反すると認めるときは、広告主に対しその内容の修正を指示するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行し、平成20年度分の広告から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月29日から施行する。